

運輸審議会半年報

平成28年7月~12月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成28年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

平成28年7月～12月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	4
III	答申書	
1	鉄・軌道	
	平28第4001号 宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請について	5
2	航空	
	平28第9001号 春秋航空日本株式会社からの混雑空港運航許可申請について	12
	平28第9002号 バニラ・エア株式会社からの混雑空港運航許可申請について	15
IV	公聴会	18
V	意見聴取	19
VI	部会	20
VII	過去の答申に基づくフォローアップ	20
VIII	報告聴取等	21
IX	委員の構成等	22

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が3件あり、答申を3件（鉄・軌道1件、航空2件）行った。また、他にも諮問を受けた案件が2件（鉄・軌道2件）あり、審議を継続している。

1 審議案件

○ 鉄・軌道

6月21日に諮問された宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール(株)からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案について、7月5日に審議及び現地調査を実施し、同月19日に審議の上、同月26日に栃木県宇都宮市で公聴会を開催し、更に8月2日、23日及び30日に審議の上、9月8日に認定することが適当である旨答申した。

11月10日に諮問された札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請事案について、同月24日に審議の上、12月8日に申請者に対して意見聴取を実施し、更に同月13日に審議を行い、その後も審議を継続している。^(注)

12月22日に諮問された北大阪急行電鉄(株)からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案について、審議を継続している。

○ 航空

8月25日に諮問された春秋航空日本(株)からの混雑空港運航許可申請（関西国際空港）事案について、9月6日及び15日に審議の上、同月20日に許可することが適当である旨答申した。

11月22日に諮問されたバニラ・エア(株)からの混雑空港運航許可申請（関西国際空港）事案について、12月15日に審議の上、同月20日に許可することが適当である旨答申した。

2 その他案件

○ 過去の答申に基づくフォローアップ

7月21日に航空局から本邦主要航空会社の平成27年度決算概要等について報告を聴取した際に、スカイマーク(株)の再生について説明を聴取した。（本邦航空運送事業者16事業者からの混雑空港運航許可申請について（平成26年12月18日答申）のフォローアップ）

12月1日に自動車局から特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の現状について説明を聴取した。（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（平成27年5月26日、6月23日、7月28日、8月27日及び10月20日並びに平成28年6月16日答申）のフォローアップ）

○ 現地調査

7月28日に海上保安庁横浜海上防災基地、9月29日に佐川急便(株)佐川東京ロジスティクスセンター、11月8日に横浜港南本牧ふ頭について、それぞれ現

^(注) 同事案については平成29年1月17日に認可することが適当である旨答申している。

地調査を行った。

○ 報告聴取等

23 件の案件について報告を聴取した。



宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案に関する現地調査



宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案に関する公聴会



海上保安庁横浜海上防災基地での現地調査



佐川急便株式会社佐川東京ロジスティクスセンターでの現地調査



横浜港南本牧ふ頭での現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成28年7月1日から
平成28年12月31日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	1	0	2	0	0	0	3
公聴会開催事案件数	1	0	0	0	0	0	1
意見聴取実施事案件数	0	0	0	0	0	0	0
部会審議事案件数	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
事 後 通 知 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	1

2 その他の状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数 ※	0	1	1	0	0	0	2
報 告 聴 取 件 数 ※	7	2	1	1	1	11	23
現 地 調 査 件 数	0	0	0	1	0	2	3

※ 「本邦主要航空会社の平成27年度決算概要等について」は過去の答申に基づくフォローアップ及び報告聴取の両方に計上

Ⅲ 答申書

1 鉄・軌道

○国土交通省告示第 1082 号（平成 28 年 9 月 21 日）

国 運 審 第 2 8 号
平成 2 8 年 9 月 8 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請について

平 2 8 第 4 0 0 1 号

平成 2 8 年 6 月 2 1 日付け国鉄幹第 1 0 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの申請に係る栃木県宇都宮市宮みらい1番地1から同県芳賀郡芳賀町大字下高根沢4622番地先までの間（14.6キロメートル）における軌道施設の整備等を内容とする軌道運送高度化実施計画については、認定することが適当である。

理 由

1. 宇都宮市及び芳賀町は、産業の拠点の維持・向上や公共交通空白・不便地域の解消などの課題の解決に効果的かつ重点的に取り組むため、平成27年11月に芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）を共同で作成し、形成計画の目標を達成するために必要な事業の一つとして軌道運送高度化事業を位置づけている。軌道運送高度化事業を実施しようとする宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社は、宇都宮市及び芳賀町が軌道整備事業者となって整備を行い、宇都宮ライトレール株式会社が軌道運送事業者となって運行を行う上下分離方式により、形成計画に即して軌道運送高度化事業を実施するための計画（以下「軌道運送高度化実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣に対し、当該軌道運送高度化実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を受けようとして本申請を行ったものである。
2. 国土交通大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第9条第3項に基づき、軌道運送高度化実施計画が次の（1）から（3）までのいずれにも適合するものであると認めるときは、当該軌道運送高度化実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることとしており、その具体的な認定基準については所管局の説明によると以下のとおりである。
 - （1）住民、来訪者の移動手段の確保、地域社会全体の価値向上及び安全・安心で質の高い運送サービスの提供等といった目標を追求するものとして、軌道運送高度化実施計画に定める事項が地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に照らして適切なものであること。
 - （2）軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。具体的には、軌道運送高度化という目的に合致した適切な手段を用いており、当該計画の内容が十分実現可能なもので、

関係者間の十分な連携が確保されていること。

(3) 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。具体的には、その事業の開始が交通体系全体の観点から輸送需要に対して適切であり、その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであることに加え、その起業目論見書等が経営上及び輸送の安全上適切なものであり、その事業を自らの確に遂行するに足る能力を有することやその事業の路線において軌道経営を行うことが道路管理上及び他の諸計画との関連において適切であることその他事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、現地調査を実施するとともに、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社から申請された軌道運送高度化実施計画（以下「本計画」という。）は、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 本計画は、いわゆるLRT（ライト・レール・トランジット）をJR宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地までの区間における各拠点を繋ぐ東西基幹公共交通の軸として位置づけ、バリアフリー対応の低床式車両や停留場を導入・整備するものであり、また、LRTの導入にあわせて、交通結節機能の強化及び公共交通空白・不便地域の解消を図るためのバスネットワークの再編や地域内交通の導入を実施し、住民、来訪者の移動手段を確保することとしている。また、各拠点同士を結ぶことによりコンパクトなまちづくりの実現を追求するとともに、地域公共交通による移動の利便性を向上させることによりまちのにぎわいの創出や健康増進及び観光振興策との連携による人の交流の活発化を追求し、地域社会全体の価値の向上に取り組むこととしている。

また、軌道運送事業者においては他の軌道事業者から協力を得て運転士の養成や技術職員の確保を図り、軌道整備事業者においては他の軌道事業者から技術支援を受けるほか事業の本格化に応じて組織体制を強化することとしていることに加え、軌道事業に十分な経験を有する者に軌道運送事業者及び軌道整備事業者の安全統括管理者を兼務させることにより軌道運送事業者及び軌道整備事業者間で緊密に連携して輸送の安全確保を図り、安全・安心な運送サービスを提供することとしている。

さらに、LRTの導入にあわせて交通結節機能の強化やICカードの導入を実施することによりシームレスな運送サービスを提供するとともに、専用レーンの走行や全線複線整備により定時性を確保し、加減速性能に優れた車両や乗降時間短縮に寄与するICカードの導入により速達性を向上させることとしている。あわせて、低騒音、低振動の走行が可能な制振軌道構造並びにバリアフリー対応の低床式車両及び停留場を導入・整備すること等により乗りたくなるサービスを提供し、自動車交通からの転換を図り地球温暖化対策をはじめとする環境問題へ対応することとしており、安全・安心で質の高い運送サービスの提供等を確保することとしている。

以上により、本計画に定める事項が地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に照らして適切なものであると認められる。

- ② 本計画は、専用レーンの走行や全線複線整備により定時性を確保し、加減速性能に優れた車両や乗降時間短縮に寄与するICカードの導入により速達性を向上させるとともに、制振軌道構造並びにバリアフリー対応の低床式車両及び停留場の導入・整備により快適性を確保することとしており、軌道運送高度化という目的に合致した適切な手段を用いていると認められる。

本計画に係る事業の費用便益比は30年間で1.12と十分な整備効果があり、また、軌道運送事業者においては他の軌道事業者から協力を得て運転士の養成や技術職員の確保を図り、軌道整備事業者においては他の軌道事業者から技術支援を受けるほか事業の本格化に応じて組織体制を強化することとしていることに加え、軌道事業に十分な経験を有する者に軌道運送事業者及び軌道整備事業者の安全統括管理者を兼務させることにより軌道運送事業者及び軌道整備事業者間で緊密に連携して輸送の安全確保を図ることとしており、申請者は本計画に係る軌道運送高度化事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであり、本計画の内容が十分実現可能なものであると認められる。

本計画の前提となる形成計画は、交通事業者及び道路管理者等の関係者から構成される法定協議会における協議を経て作成されているほか、本計画についても作成に際し交通事業者及び道路管理者等から意見を聴取しており、関係者間の十分な連携が確保されていると認められる。

以上により、本計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められる。

- ③ 申請者は、JR宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地までの区間における各拠点を繋ぐ東西基幹公共交通の軸を整備し、通勤ピーク時の道路混雑の

改善を図り、産業拠点の維持・向上に取り組むべく、輸送力等の観点から軌道系システムを比較検討しているが、申請路線に係る輸送人員については一日当たり約13千人と見込まれ、LRTの導入が交通体系全体の観点から輸送需要に対して適切であると認められる。また、一日当たりの供給輸送力約19千人に対し、推定される輸送需要は約7割であるが、ピーク時混雑率は150%以内に収まるものと見込まれており、供給輸送力は輸送需要量に対し不均衡とならないものであると認められる。

申請路線に係る輸送人員については一日当たり約13千人と見込まれ、軌道運送事業者の収支については、この推定輸送需要量等に基づいて算定すれば、損益収支は開業2年目以降継続的に利益を生ずるとともに開業9年目に累積赤字の解消が図られるほか、資金収支は軌道整備事業者が施設の整備を行うため開業年度から資金不足は発生しないものと認められる。一方、軌道整備事業者の収支については、損益収支は施設管理コストを軌道運送事業者からの施設使用料で賄うこととしているため開業当初より収支は均衡し、資金収支は施設整備費を国庫補助並びに宇都宮市及び芳賀町の財政支出で賄うこととしており資金不足は発生しないものと認められる。また、軌道運送事業者においては他の軌道事業者から協力を得て運転士の養成や技術職員の確保を図り、軌道整備事業者においては他の軌道事業者から技術支援を受けるほか事業の本格化に応じて組織体制を強化することとしていることに加え、軌道事業に十分な経験を有する者に軌道運送事業者及び軌道整備事業者の安全統括管理者を兼務させることにより軌道運送事業者及び軌道整備事業者間で緊密に連携して輸送の安全確保を図ることとしており、その起業目論見書等が経営上及び輸送の安全上適切なものであると認められる。

本計画に係る軌道運送高度化事業に要する費用は458億円と見込まれており、国庫補助と軌道整備事業者である宇都宮市及び芳賀町の財政支出により賄う計画であるが、その財政状況を考慮すれば必要資金の調達は可能であると認められる。また、軌道運送事業者においては他の軌道事業者から協力を得て運転士の養成や技術職員の確保を図り、軌道整備事業者においては他の軌道事業者から技術支援を受けるほか事業の本格化に応じて組織体制を強化することとしていることに加え、軌道事業に十分な経験を有する者に軌道運送事業者及び軌道整備事業者の安全統括管理者を兼務させることにより軌道運送事業者及び軌道整備事業者間で緊密に連携して輸送の安全確保を図ることとしており、本計画に係る旅客軌道事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであると認められる。

本計画の前提となる形成計画は、交通事業者及び道路管理者等の関係者から構成される法定協議会における協議を経て作成されているほか、本計画についても交通事業者及び道路管理者等から意見を聴取した上で作成されており、本計画の認定申請後に関東運輸局長が道路管理者から意見を聴取しており、異存のない旨回答を得ている。また、平成28年5月には本計画に係る都市計画が決定されている。こうした結果を踏まえ、その事業の路線において軌道経営を行うことが道路管理上及び他の諸計画との関連において適切であると認められる。

上述のとおり定時性や速達性に優れたLRTを導入することにより自動車交通からの転換を図り環境負荷の低減に寄与するほか、低床式車両の導入等バリアフリー対策が図られており、本計画に係る事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであると認められる。

以上により、本計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すると認められる。

- (2) 以上に掲げる理由により、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第9条第3項に基づき、国土交通大臣が本計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、申請者に対し、必要に応じて次の助言・指導を行っていただきたい。
 - (1) 軌道運送高度化事業の内容、目的及び期待される効果について地域住民や地権者等へ引き続き丁寧に説明すること。
 - (2) L R Tが地域で初めて導入されることを踏まえ、平石中央小学校付近を含めた沿線の安全対策に万全を期すとともに、住民等に対して必要となる交通ルールの遵守について普及・啓発を行うこと。また、L R Tの安全運行に必要な設備投資やメンテナンスが適時適切に行われるよう、軌道運送事業者及び軌道整備事業者の間で連携を図り必要な財源を確保すること。
 - (3) 都市機能や居住の誘導といったまちづくり施策と十分に連携して、便利で利用しやすく持続可能な地域公共交通網が形成されるよう、L R Tの導入にあわせて実施される交通結節機能の強化、バスネットワークの再編、地域内交通の導入及びモビリティ・マネジメントの実施その他の公共交通の利用促進策を着実に実施すること。特に、L R Tの利用促進策の実施にあたっては、交通渋滞の解消・緩和を着実に図り、将来にわたりL R T事業を安定して運営していくために沿線工業団地の各企業、沿線の大学等の協力を得るよう留意すること。

2. 国土交通大臣は、申請に係る軌道運送高度化事業が、宇都宮市及び芳賀町が軌道整備事業者となって申請に係る路線全体を新たに整備し、宇都宮ライトレール株式会社が軌道運送事業者となって運行を行う公設上下分離方式であり、今後の同方式による事業のモデルケースになりうることに鑑み、申請者がこの要望に応じて講じた措置及びその結果について必要に応じ申請者に対し報告を求めるとともに、その内容について当審議会に報告していただきたい。

2 航空

○国土交通省告示第 1113 号（平成 28 年 10 月 3 日）

国 運 審 第 3 0 号
平成 2 8 年 9 月 2 0 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

春秋航空日本株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 8 第 9 0 0 1 号

平成 2 8 年 8 月 2 5 日付け国空事第 2 7 7 5 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

春秋航空日本株式会社の申請に係る混雑空港（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～成田（成田国際空港）間において国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成28年9月28日からボーイング式B737-800型機を使用し、1日1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営むようとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとされており、国土交通大臣は、航空法第107条の3第3項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同条第1項に基づき、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて許可をすることとしている。なお、その許可の基準は以下のとおりである。

(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること

(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件申請は、次のとおり上記2. の要件を満たしている。

① 関西国際空港においては、航空機の運航の安全を確保するための発着規制として、1時間の発着回数を45回（うち出発回数32回、到着回数25回）とする等の発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間及び成田国際空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 当該路線では、現在、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日4往復及びPeach・Aviation株式会社が1日3往復の運航をそれぞれ行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者の利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- (2) 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。

○国土交通省告示第11号（平成29年1月6日）

国運審第43号

平成28年12月20日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

バニラ・エア株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平28第9002号

平成28年11月22日付け国空事第4646号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

バニラ・エア株式会社の申請に係る混雑空港（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～成田（成田国際空港）間及び関西（関西国際空港）～函館（函館空港）間において国内定期航空運送事業を営むるため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、関西～成田間の路線については、平成29年2月18日からエアバス式A320-200型機を使用し、1日2往復の運航を行おうとするものである。また、関西～函館間の路線については、同年3月18日から同型機を使用し、1日1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとされており、国土交通大臣は、航空法第107条の3第3項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同条第1項に基づき、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて許可をすることとしている。なお、その許可の基準は以下のとおりである。

(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること

(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件申請は、次のとおり上記2. の要件を満たしている。

① 関西国際空港においては、航空機の運航の安全を確保するための発着規制として、1時間の発着回数を45回（うち出発回数32回、到着回数25回）とする等の発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の航空運送事業

者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間及び成田国際空港及び函館空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 関西～成田間の路線では、現在、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日4往復、P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日3往復及び春秋航空日本株式会社が1日1往復の運航をそれぞれ行っている。また、関西～函館間の路線では、現在、運航している会社がない。

申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、航空路線のないところに新規に就航して多様な輸送網の形成を図ることを通じて、利用者の利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- (2) 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。

IV 公聴会

鉄・軌道

○宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案

(平28第4001号)

・概要

開催日時	開催場所	主宰
平成28年7月26日(火) 12時00分～15時40分	栃木県宇都宮市本町1番8号 栃木県総合文化センター特別会議室	運輸審議会

・出席者

運輸審議会委員

氏名	職名
鷹筈 有宇壽	会長
原田 尚志	会長の職務を代理する常勤の委員
松田 英三	委員(非常勤)
河野 康子	委員(非常勤)
根本 敏則	委員(非常勤)
山田 攝子	委員(非常勤)

申請者陳述人

氏名	年齢	職名
佐藤 栄一	54歳	宇都宮市長
見目 匡	64歳	芳賀町長
高井 徹	61歳	宇都宮ライトレール株式会社 代表取締役社長

一般公述人

【賛成】

氏名	年齢	職業又は所属団体
吉田 元	42歳	関東自動車株式会社 取締役専務執行役員
須賀 英之	61歳	栃木県LRT研究会 作業部会長、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 学長

諏訪 利夫	72歳	「清原地域振興協議会」「清原地区自治会連合会」「清原地区自治公民館連絡協議会」代表（顧問）、行政書士
奥備 一彦	75歳	市民団体「雷都レールとちぎ」代表
古池 弘隆	75歳	大学教授
水沼 正	46歳	自営業

【反対】

氏 名	年齢	職 業 又 は 所 属 団 体
大橋 ヒロ子	53歳	無職
上田 憲一	78歳	宇都宮市のL R Tに反対し公共交通を考える会 代表
菊池 倫史	57歳	会社役員
保坂 栄次	65歳	宇都宮市のL R T問題連絡会 共同代表

V 意見聴取

鉄・軌道

○札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請事案

(平28第4002号)

開催月日	開催場所	出席者氏名及び職名	備考
12月8日	運輸審議会 審議室	札幌市 秋元 克広 市長 相原 重則 交通事業管理者 菱谷 雅之 交通局事業管理部長 東川 光広 交通局高速電車部長 田口 浩司 交通局事業管理部事業推進担当課長 長原 賢固 交通局事業管理部事業推進担当課料金制度担当係長	申請者

VI 部会

運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
12月19日	運輸安全マネジメント制度の今後の展開について	国土交通省2号館 16階運輸安全会議室

VII 過去の答申に基づくフォローアップ

1 自動車

審議月日	事案の内容	対象答申	説明部局
12月1日	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の現状について	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（平成27年5月26日、6月23日、7月28日、8月27日及び10月20日並びに平成28年6月16日答申）	自動車局

2 航空

審議月日	事案の内容	対象答申	説明部局
7月21日	スカイマーク株式会社の再生について	本邦航空運送事業者16事業者からの混雑空港運航許可申請について（平成26年12月18日答申）	航空局

（備考）「本邦主要航空会社の平成27年度決算概要等について」の報告聴取の際に実施

Ⅶ 報告聴取等

年月日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
7月7日	JR7社の平成27年度決算概要等について	鉄 道 局
7月14日	平成27年度交通安全白書について	総 合 政 策 局
7月21日	本邦主要航空会社の平成27年度決算概要等について	航 空 局
8月4日	海事レポート2016について	海 事 局
8月18日	鉄軌道輸送の安全にかかわる情報(平成27年度)について	鉄 道 局
9月1日	北大阪急行電鉄株式会社の現状について	鉄 道 局
9月13日	バリアフリー政策の推進について	総 合 政 策 局
9月13日	北大阪急行電鉄株式会社の現状について	鉄 道 局
9月27日	北大阪急行電鉄株式会社の現状について	鉄 道 局
10月4日	山間地域における生活必需品の配送のあり方に関する研究について	㈱建設技術研究所 東京本社道路・交通部
10月6日	国土交通省重点政策2016について	総 合 政 策 局
10月11日	平成27年度首都圏白書について	都 市 局
10月13日	札幌市交通局(軌道事業)の現状について	鉄 道 局
10月18日	我が国のクルーズの現状と訪日クルーズ旅客500万人に向けた取組について	港 湾 局
10月20日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について	総 合 政 策 局
10月25日	物流総合効率化法と旅客鉄道を利用した貨物輸送について	総 合 政 策 局
10月27日	平成27年度乗合バス事業の収支状況について	自 動 車 局
11月1日	大手民鉄16社の平成27年度決算概要等について	鉄 道 局
11月15日	離島の活性化について	国 土 政 策 局
11月17日	コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進について	都 市 局
11月29日	インフラの海外展開政策について	総 合 政 策 局
12月6日	運輸安全マネジメント制度の今後の展開について	大 臣 官 房 運 輸 安 全 監 理 官
12月15日	貸切バス事業者に対する監査・処分の実行性の向上について	自 動 車 局

Ⅸ 委員の構成等

○委員

平成28年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	原 田 尚 志
会長の職務を代理する常勤の委員	牧 満
委員(非常勤)	松 田 英 三
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	根 本 敏 則
委員(非常勤)	山 田 攝 子

(備考)

委員の任命 (新任) 牧 満 委員 (平成28年12月6日付け)
 (再任) 河野 康子 委員 (平成28年12月6日付け)

<新委員紹介>

まき みつる
 牧 満

昭和51.	3	東京大学法学部 卒業
.	4	(株)三井銀行入行
平成10.	4	(株)さくら銀行 広報部長
13.	4	(株)三井住友銀行 広報部長 兼 広報部社会環境室長
14.	12	〃 広報部長 兼 広報部社会環境室長 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ (広報部長)
15.	6	〃 執行役員広報部長 兼 広報部社会環境室長 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ (広報部長)
16.	4	〃 執行役員東日本第四法人営業本部長
17.	6	三井生命保険(株) 常務執行役員
19.	6	〃 取締役常務執行役員
25.	6	ディーエムセンター(株) 代表取締役社長
27.	6	SMB Cコンサルティング(株) 取締役会長 (28. 12 退任)
28.	12.	6 運輸審議会 委員 運輸審議会 会長代理

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成28年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	原 田 尚 志
部 会 長 の 職 務 を 代 理 す る 委 員	松 田 英 三
委 員	山 田 攝 子
専 門 委 員	井 川 勇 喜 夫
専 門 委 員	岡 本 満 喜 子
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	酒 井 ゆ き え
専 門 委 員	佐 々 木 司
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	渡 辺 研 司

○事案処理職員

平成28年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
大臣官房審議官（運輸審議会審理室長）	堀 家 久 靖
総合政策局運輸審議会審理室 調査官	川 崎 博
総合政策局運輸審議会審理室 課長補佐	木 村 久 美

運輸審議会半年報

平成28年7月～12月